

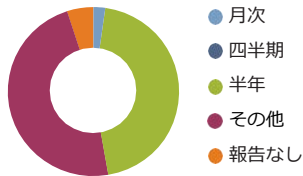
# 日本

## 情報開示の評価

平均未満

## 情報開示

保有銘柄情報開示の頻度 %



開示ラグ平均 (日数)	102
GIE市場順位	23/26

## マネジャー名

マネジャー名の開示率 %	2
GIE市場順位	26/26

日本は情報開示に関して「平均未満」と評価された。ポートフォリオの保有銘柄やマネジャー名に関する情報開示が慣行として根付いていないことが主な要因である。ファンド保有者への運用報告やポートフォリオの情報開示の頻度は、ファンドの決算頻度によって異なり、年次決算型のファンドは年に一度しか報告されない。報告内容は一元化されたウェブサイトに掲載されるが、前年との比較を表示することは求められていない。

## 一般的な情報開示

日本では、すべてのリテール向け運用商品が同じ情報開示要件の対象となっている。ファンドの運用報告書はファンドの決算頻度によって半年あるいは年次で提供される。年次決算型のファンドは年に一度の報告が求められ、決算が一年未満の頻度（月次、隔月、四半期、半年）のファンドは半年に一度報告が行われる。ファンドの資料中の財務諸表には前年同期との比較は含まれない。要件ではないものの、決算頻度にかかわらず、運用実績および保有上位銘柄が記載されたレポートが月に一度提供されている。投資信託協会が提供する一元化されたウェブサイトでは、無料ですべてのファンドの書類が同時に閲覧可能となっている。

## 簡易版目論見書

日本では交付目論見書と呼ばれる簡易版目論見書の公表が求められている。ほとんどの場合、これらの書類はファンドごとに作成されるが、特定のファンド・シリーズについては一つの書類に纏めて提出することが規制当局によって許可されている。たとえば、為替ヘッジありと為替ヘッジなしのコースがあるファンド・シリーズや、決算頻度が異なるものが含まれるファンド・シリーズは、一つの書類にすることが可能である。交付目論見書は、分かりやすい言葉で書かれており、投資家が投資戦略に対する理解を深めるのに役立つようにチャートが多用されている。リスクに関する情報開示の欄には、投資家が晒される可能性のあるすべてのリスクについて記述されているが、文体は決まった表現になりがちである。標準化されたリターンに関する情報はファンドを販売する時点で投資家に提示することが可能である。ファンドが過去5年間の運用実績を有する場合、12か月のリターンの最大値、最小値、平均値を関連するベンチマークと比較したものや、直近5年間のリターンが交付目論見書に記載される。

## 費用に関する情報開示

ファンドが他のファンドに投資している場合、ファンドの総費用には投資先ファンドの費用が含まれる。運用報告書には、ファンド運用にかかる継続的な費用からなる主な経費を含む総費用が標準化された形式で記載されており、投資家は費用の構成要素を見て確認することが可能である。標準化された形式での総費用の記載は2019年に導入された。また、運用、管理、およびその他主要な経費について、10,000口当たりにかかる金額と経費率を記載するよう求められている。これにより、投資家は様々なファンドサービスにかかるコストを高いレベルの具体性をもって見極めることができる。しかしながら、成功報酬を課するファンドについては、報告期間に課された成功報酬の金額を投資家が確認することは難しい。英国のバリュエーション・アセスメント・レポートとは異なり、日本では、費用の合理性に関して定期的に評価することは求められていない。

# 日本 (続き)

## 情報開示の評価 平均未満

### ポートフォリオの保有銘柄に関する情報開示

ファンドの運用報告書には、上場株式の買い持ちおよび売り持ちのポジション、債券、デリバティブ、非上場投資を含むすべてのポートフォリオの保有銘柄が記載されている。外国籍ファンドに投資するファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドのすべての保有銘柄に関する情報開示は必ずしも義務付けられていない点に注意したい。ポートフォリオの全保有銘柄についての報告頻度はファンドの決算頻度によって異なる。年次決算型のファンドは年に一度、決算頻度が一年未満のファンドは半年に一度報告が行われる。ファンドはポートフォリオの全保有銘柄を期末から90日以内に開示することが求められている。ファンドが他のファンドに投資している場合には、投資先ファンドの決算日が異なる可能性があり、90日以上遅れが生じる要因になり得る。実際には、米国モーニングスターが日本のファンドのポートフォリオを収集している頻度は、45%が半年で、残りのほとんどはそれより長い決算頻度となっている。ファンドのポートフォリオは、一般的に決算日から100日以上経過してから開示される。

### ポートフォリオ・マネジャーに関する情報開示

ファンドの資料にポートフォリオ・マネジャー名や在職期間が含まれていることは滅多にない。ほとんどの運用会社がポートフォリオ・マネジャー個人に関する情報開示を非常に注意深く扱っていることがこれまでの調査から見て取れる。日本籍のファンドで米国モーニングスターにファンド・マネジャー名を報告しているのはわずか2%である。その代わりに、運用会社のウェブサイト上で、当該部署に関する情報、担当部門ヘッドの氏名やファンド運用業界における経験年数などが開示されている。ポートフォリオ・マネジャーの報酬体系や、ポートフォリオ・マネジャーによるファンドへの投資に関わる情報についても、投資家に提供されていない。

### 販売時の情報開示

日本では、ファンドの販売時点で、個人投資家はファンドの目論見書を受け取らなければならない。銀行や証券会社が主要なリテール向けファンドの販売会社となっている。銀行や証券会社に所属するファイナンシャル・アドバイザーは勤務する組織からのみ報酬を得ることとなっており、ファンドから報酬を受け取ることは許可されていない。

### ESG とスチュワードシップに関する情報開示

グリーンウォッシュ（上辺だけの環境への配慮）の防止を目指す規制を含め、ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する情報開示について特定の規制はない。市場の慣行としては、一般的な情報が提供されているに過ぎない。ESGに関する情報開示を改善するための規制当局から発表された計画は特段ない。日本では、スチュワードシップ・コードがあり、議決権行使方針、議決権行使記録、エンゲージメントに関する情報開示が含まれている。このスチュワードシップ・コードは規制ではないものの、義務的なものとみなされている。